

埼玉県は、挑戦する企業を応援します！！

経営革新計画

埼玉県知事による
承認制度のご案内



承認企業への支援内容 ●●● 補助制度審査で加点される補助制度もあります。

計画実行のための専門家派遣 無料で受けられます！	(株)日本政策金融公庫による融資 通常よりも優遇された特別貸付
販売アドバイザー（企業OB等）の派遣 企業OBを無料派遣します！	中小企業信用保険法の特例（債務保証） 信用保証協会からの債務保証に際しての特例
県制度融資（経営革新計画促進融資） 別枠保証を利用した融資制度	特許料等の軽減 審査請求料や特許料の軽減措置

承認取組み企業への支援策

商工会から専門家を無料派遣し申請書作成支援を受けられます	専門家並びに商工会職員が伴走支援します	事業計画書を作成することにより計画的に事業を進められます	資金調達の必要性や効果的に資金を活用できます
------------------------------	---------------------	------------------------------	------------------------

企業のメリット

新しい取り組みをスタートするきっかけに！

3～5年先に中期的計画を作成することで、漠然と思っていたことが具体化され、経営目標が明確になります。また、マーケットや現状の分析により、自社の課題を見つめなおすことができます

社員のモチベーションUP、後継者育成に繋がる

経営者・後継者が計画を紙面に落とし込むことで、計画が「見える化」され、経営方針が社員に浸透し、モチベーションアップにつながります。また、経営目標の共有により、目標達成に努力する組織体制が実現できます。

経営革新計画の申請要件

対象

本社登記が県内の中小企業者で、1年以上の事業実績がある企業または県内に住所を有する個人事業主で、「経営の相当程度の向上が見込まれる新事業活動」を目指す取組を行うとする方

計画は、「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を目指す内容である必要があります。「新事業活動」とは以下の4つの分類のいずれかに該当するもの、「相当程度の向上」とは計画終了時に、下表の数値を超える伸び率となることです。

- | | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 1 新商品の開発 | 3 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 |
| 2 新しいサービスの開発又は提供 | 4 サービスの新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動 |

計画期間	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額(※)」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画	9%以上	3%以上
4年計画	12%以上	4%以上
5年計画	15%以上	5%以上

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費 (※) 付加価値額を従業員数で割ったもの



経営革新計画承認制度に関するご連絡は、下記の「FAX連絡票」にご記入のうえ、ふじみ野市商工会へご送信ください。

FAX受信後、商工会より、お電話にてご連絡申し上げます。

FAX連絡票

フリガナ 事業所名 (業種)	()
フリガナ 代表者名	
ご住所	
TEL (携帯※任意) FAX	(— — — — — —)
ご連絡種別	<input type="checkbox"/> お申し込み <input type="checkbox"/> お問い合わせ

ご記入いただきましたお客様の情報は、本事業以外に使用いたしません。

FAX送信先：049-261-3150

TELでのご連絡：049-261-3156

ふじみ野市商工会